
青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

仕事と生活の両立支援を拡充するため「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が一部改正されたことに伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を実施するため、所要の改正をしようとするもの

2 主な改正内容

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、妊娠・出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知、制度利用・働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮

(対象となる職員)

- ・ 本人又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出た職員
- ・ 3 歳に満たない子を養育する職員

(措置内容)

- ① 対象職員への仕事と育児の両立支援制度の個別周知、意向確認（例：育児短時間勤務、部分休業、妻の出産付添等休暇、子の看護休暇等）
- ② 子の心身の状況又は職員の育児に関する家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向確認
- ③ ②で把握した対象職員の意向に対する配慮

3 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日